

令和8年第1回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和8年3月19日（木）午前10時開議

日程第1 諸般の報告

-
- 日程第2 議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
-

- 日程第3 議案第7号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
-

- 日程第4 議案第10号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
-

- 日程第5 議案第12号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）
-

- 日程第6 議案第13号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
-

- 日程第7 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算
-

- 日程第8 議案第18号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度取手市競輪事業特別会計予算
- 議案第23号 令和8年度取手市地方公平委員会特別会計予算
-

- 日程第9 議案第25号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
-

- 日程第10 意見書案第1号 アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書について
-

- 日程第11 閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について

議案第24号の先議に伴う、議案第12号・議案第24号の補正前額及び補正後額の整理

補正前・補正後額の関係性説明図

議案第12号
一般会計
補正予算
第9号
(通常分)

上程時点

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,139,691	△ 886,897	3,252,794
	2 基金繰入金	4,036,390	△ 886,897	3,149,493
歳入合計		54,815,237	△ 646,891	54,168,346

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		7,434,477	△ 2,927	7,431,550
	6 保健体育費	1,129,681	15,810	1,145,491
歳出合計		54,815,237	△ 646,891	54,168,346

補正前額及び補正後額の整理後

補正前の額	補正額	計
4,141,161	△ 886,897	3,254,264
4,037,860	△ 886,897	3,150,963
54,816,707	△ 646,891	54,169,816

議案第24号
一般会計
補正予算
第10号
(先議分)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,252,794	1,470	3,254,264
	2 基金繰入金	3,149,493	1,470	3,150,963
歳入合計		54,168,346	1,470	54,169,816

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		7,431,550	1,470	7,433,020
	6 保健体育費	1,145,491	1,470	1,146,961
歳出合計		54,168,346	1,470	54,169,816

補正前の額	補正額	計
4,139,691	1,470	4,141,161
4,036,390	1,470	4,037,860
54,815,237	1,470	54,816,707

補正前の額	補正額	計
7,434,477	1,470	7,435,947
1,129,681	1,470	1,131,151
54,815,237	1,470	54,816,707

議案第24号の先議に伴う、議案第12号・議案第24号の補正前額及び補正後額の整理

補正前・補正後額の関係性説明図

議案第12号
一般会計
補正予算
第9号
(通常分)

		上程時点		
歳入		補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,139,691	△ 886,897	3,252,794
	2 基金繰入金	4,036,390	△ 886,897	3,149,493
歳入合計		54,815,237	△ 646,891	54,168,346
歳出		補正前の額	補正額	計
9 教育費		7,434,477	△ 2,927	7,431,550
	6 保健体育費	1,129,681	15,810	1,145,491
歳出合計		54,815,237	△ 646,891	54,168,346

議案第24号
一般会計
補正予算
第10号
(先議分)

		補正前の額	補正額	計
歳入				
19 繰入金		3,252,794	1,470	3,254,264
	2 基金繰入金	3,149,493	1,470	3,150,963
歳入合計		54,168,346	1,470	54,169,816
歳出		補正前の額	補正額	計
9 教育費		7,431,550	1,470	7,433,020
	6 保健体育費	1,145,491	1,470	1,146,961
歳出合計		54,168,346	1,470	54,169,816

補正前額及び補正後額の整理後		
補正前の額	補正額	計
4,141,161	△ 886,897	3,254,264
4,037,860	△ 886,897	3,150,963
54,816,707	△ 646,891	54,169,816
補正前の額	補正額	計
7,435,947	△ 2,927	7,433,020
1,131,151	15,810	1,146,961
54,816,707	△ 646,891	54,169,816

① 議案第12号の補正前額が、議決後の議案第24号の補正前額になります

② 議案第24号の補正後の予算額が、議案第12号の補正前額になります

③ 最終的には、補正後の予算額は同じになります(歳入も同様)

議案第 1 2 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 4 6, 8 9 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4, 1 6 9, 8 1 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		14,677,570	△109,816	14,567,754
	1 市 民 税	7,460,400	△109,816	7,350,584
11 地 方 交 付 税		9,206,103	728,344	9,934,447
	1 地 方 交 付 税	9,206,103	728,344	9,934,447
15 国 庫 支 出 金		9,910,673	△124,077	9,786,596
	1 国 庫 負 担 金	7,024,475	42,500	7,066,975
	2 国 庫 補 助 金	2,749,098	△166,577	2,582,521
16 県 支 出 金		3,495,396	2,411	3,497,807
	1 県 負 担 金	2,217,525	3,209	2,220,734
	2 県 補 助 金	960,093	△798	959,295
17 財 産 収 入		64,198	3,694	67,892
	1 財 産 運 用 収 入	60,631	2,521	63,152
	2 財 産 売 払 収 入	3,567	1,173	4,740
18 寄 附 金		3,003,312	△499,100	2,504,212
	1 寄 附 金	3,003,312	△499,100	2,504,212
19 繰 入 金		4,141,161 4,139,691	△886,897	3,254,264 3,252,794
	2 基 金 繰 入 金	4,037,860 4,036,390	△886,897	3,150,963 3,149,493
21 諸 収 入		985,146	99,050	1,084,196
	5 収 益 事 業 収 入	30,000	190,000	220,000
	6 雑 入	817,224	△90,950	726,274
22 市 債		3,846,600	139,500	3,986,100
	1 市 債	3,846,600	139,500	3,986,100
歳 入 合 計		54,816,707 54,815,237	△646,891	54,169,816 54,168,346

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,284,939	△651,793	11,633,146
	1 総務管理費	11,027,336	△657,524	10,369,812
	3 戸籍住民基本台帳費	428,197	5,731	433,928
3 民生費		20,664,818	75,329	20,740,147
	1 社会福祉費	9,153,130	14,415	9,167,545
	2 児童福祉費	8,799,826	11,810	8,811,636
	3 生活保護費	2,711,589	49,104	2,760,693
4 衛生費		2,012,233	△3,161	2,009,072
	1 保健衛生費	1,317,659	△3,247	1,314,412
	3 上水道費	1,976	86	2,062
5 農林水産業費		297,014	△59,312	237,702
	1 農業費	297,014	△59,312	237,702
7 土木費		5,310,935	△5,161	5,305,774
	2 道路橋りょう費	1,074,112		1,074,112
	3 都市計画費	3,728,535	△5,161	3,723,374
9 教育費		7,435,947	△2,927	7,433,020
		7,434,477		7,431,550
	1 教育総務費	1,017,637	78	1,017,715
	5 社会教育費	1,299,319	△18,815	1,280,504
	6 保健体育費	1,131,151	15,810	1,146,961
		1,129,681		1,145,491
12 諸支出金		807	134	941
	1 土地開発基金費	807	134	941
歳出合計		54,816,707	△646,891	54,169,816
		54,815,237		54,168,346

議案第 24 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,470 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
54,816,707 千円
それぞれ ~~54,169,816~~ 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

取手市長 中 村 修

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰 入 金		4,139,691 3,252,794	1,470	4,141,161 3,254,264
	2 基 金 繰 入 金	4,036,390 3,149,493	1,470	4,037,860 3,150,963
歳 入 合 計		54,815,237 54,168,346	1,470	54,816,707 54,169,816

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		7,434,477 7,431,550	1,470	7,435,947 7,433,020
	6 保 健 体 育 費	1,129,681 1,145,491	1,470	1,131,151 1,146,961
歳 出 合 計		54,815,237 54,168,346	1,470	54,816,707 54,169,816

令和 8 年 3 月 6 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 3 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 4 号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 5 号	取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 6 号	取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 12 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）（所管事項）	原 案 可 決
議案第 23 号	令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予算	原 案 可 決

令和 8 年 3 月 9 日

取手市議会議長
山野井 隆 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 杉 山 尊 宣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 7 号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 8 号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 9 号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 1 2 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算(第 9 号)(所管事項)	原 案 可 決
議案第 1 4 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	原 案 可 決
議案第 1 5 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)	原 案 可 決
議案第 1 9 号	令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	原 案 可 決
議案第 2 0 号	令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決
議案第 2 1 号	令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算	原 案 可 決

令和 8 年 3 月 1 1 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

建設経済常任委員会
委員長 入 江 洋 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 1 0 号	取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 1 1 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 1 2 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）（所管事項）	原 案 可 決
議案第 1 3 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）	原 案 可 決
議案第 1 6 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）	原 案 可 決
議案第 1 8 号	令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	原 案 可 決
議案第 2 2 号	令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算	原 案 可 決

令和 8 年 3 月 1 6 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

一般会計予算・決算審査常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 1 7 号	令和 8 年度取手市一般会計予算	原 案 可 決

意見書案第1号

アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書
について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月19日

取手市議会議長
山野井 隆 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 金澤 克 仁

アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、
外交努力による平和的解決を求める意見書（案）

アメリカ・イスラエルは、2月28日にイランへの先制攻撃を開始し、イランもイスラエル等米軍が駐留する周辺諸国に報復攻撃を行いました。このことは、武力攻撃の禁止を定めた国連憲章第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」に違反します。アメリカとイスラエルは、直ちに武力攻撃を中止し、外交努力による平和的解決に努めるべきです。

今回のアメリカ・イスラエルの先制攻撃によってホルムズ海峡でのタンカーの航行に深刻な困難が生じていると報じられ、既にその影響は、国内でのガソリン価格の急激な高騰に現れています。3月13日に複数のアメリカメディアは、沖縄を拠点にする米海兵隊等部隊が中東に向かっており、イラン攻撃に参加すると報じました。地上侵攻を含む本格的な作戦に着手する戦争の長期化を想定した動きです。事態が長期化・深刻化すれば、各国のエネルギー供給や世界経済への重大な影響は避けられないばかりか、中東と世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは避けられません。

このような、国連憲章や国際法に明白に違反するアメリカに対し、日本政府は何ら抗議や批判をしていないことを深く憂慮します。日本国憲法は「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定めており、米軍が日本国内の基地からイラン攻撃に出動することなどは許されるものではありません。

中東地域での戦禍の拡大により予想される世界と日本への影響を回避し、平和を守ることは、平和憲法を持つ日本政府の責務です。日本政府がその原点に立って、アメリカとイスラエルに対し、国連憲章と国際法の原則に立ち帰り、武力攻撃を中止し、外交努力により平和的に解決するよう働きかけることを取手市議会として強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 法務大臣
経済産業大臣

令和8年3月18日

取手市議会議長
山 野 井 隆 様

議 会 運 営 委 員 会
委員長 金 澤 克 仁

閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について閉会中調査する必要があると認め、会議規則第105条第1項及び第2項並びに第111条の規定により申し出ます。

記

1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 目的及び理由

所管する事項の調査を閉会中も継続して行うことにより、議会運営の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和9年第1回定例会まで

令和8年3月6日

取手市議会議長
山 野 井 隆 様

総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について閉会中調査する必要があると認め、会議規則第105条第1項及び第111条の規定により申し出ます。

記

1 事項

- (1) 総務部の所管に関する事項
- (2) 政策推進部の所管に関する事項
- (3) 財政部の所管に関する事項
- (4) 教育委員会の所管に関する事項
- (5) 消防本部の所管に関する事項
- (6) 所管の予算の執行状況について
- (7) 他の委員会の所管に属さない事項

2 目的及び理由

所管する事務の調査を閉会中も継続して行うことにより、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和9年第1回定例会まで

令和8年3月9日

取手市議会議長
山 野 井 隆 様

福祉厚生常任委員会
委員長 杉 山 尊 宣

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について閉会中調査する必要があると認め、会議規則第105条第1項及び第111条の規定により申し出ます。

記

1 事項

- (1) 健康福祉部の所管に関する事項
- (2) こども部の所管に関する事項
- (3) 所管の予算の執行状況について

2 目的及び理由

所管する事務の調査を閉会中も継続して行うことにより、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和9年第1回定例会まで

令和8年3月11日

取手市議会議長
山 野 井 隆 様

建設経済常任委員会
委員長 入 江 洋 一

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について閉会中調査する必要があると認め、会議規則第105条第1項及び第111条の規定により申し出ます。

記

1 事項

- (1) まちづくり振興部の所管に関する事項
- (2) 建設部の所管に関する事項
- (3) 都市整備部の所管に関する事項
- (4) 農業委員会の所管に関する事項
- (5) 所管の予算の執行状況について

2 目的及び理由

所管する事務の調査を閉会中も継続して行うことにより、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和9年第1回定例会まで